

前回分科会において結論が得られた化学物質に係る症状又は障害等（案）

(1) SDS 交付義務のある物質

二酸化塩素

- ・ 症状又は障害

気道障害

- ・ 追加すべき理由

国内において、職業性ばく露による気道障害の症例報告が複数あることから、症状又は障害として「気道障害」を追加する事が適当と考えられる。

(参考 (平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 181 号より))

「気道障害」とは、口腔・鼻腔から気管、気管支までの上皮組織に対する刺激作用又は感作作用によって生じる障害をいい、鼻炎、咽頭炎、喉頭炎、気管支炎、喘息等がある。気道障害を生じさせる化学物質としては塩化白金酸及びその化合物を始めとして数多くのものがある。

(2) シャンプー液等による接触皮膚炎

パラトルエンジアミン

- ・ 症状又は障害

皮膚障害

- ・ 追加すべき理由

国内において、職業性ばく露による皮膚障害の症例報告が複数あることから、症状又は障害として「皮膚障害」を追加する事が適当と考えられる。

チオグリコール酸アンモニウム

- ・ 症状又は障害

皮膚障害

- ・ 追加すべき理由

国内において、職業性ばく露による皮膚障害の症例報告が複数あることから、症状又は障害として「皮膚障害」を追加する事が適当と考えられる。

(参考 (平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 181 号より))

- ・ 皮膚障害

「皮膚障害」とは、刺激作用（感作性及び光過敏性を含む。）及び腐食作用によって生じる皮膚（爪を含む。）の障害をいい、皮膚の発赤、腫脹、発疹、潰瘍、色素異常（沈着又は脱失）等がみられる。皮膚障害を生じさせる代表的な化学物質としてはアンモニアを始めとして数多くのものがある。多くは接触性皮膚炎を示すが、クロム及びその化合物による潰瘍、砒素及びその化合物による色素異常はよく知られている。